

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

○國務大臣(扇千景君) 本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申します。

まず、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案につきまして申し上げます。

有利子債務は約三兆五千億円となる見込みであり、管理費を上回る料金収入があるものの、利払が大きいため、支出が収入を大きく上回っております。このため、道路関係四公団の民営化に関する当面の措置として、本州四国連絡橋公団の有利子債務の一部である約一兆三千億円を切り離し、国により、将来における国民負担の膨張を避けるとともに、本四架橋としての自立的経営を可能なものとすることとあります。

この法律案は、これを受け、政府による公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき措置として、政府による公団の債務の承継に関する特別措置について定めるものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申します。

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図る

ために、政府は、本州四国連絡橋公団の長期借入金及び本州四国連絡橋債券に係る債務の一部を一般会計において承継するものとしております。

次に、高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

高速自動車国道については、これまで日本道路公団が有料道路制度を活用することによりその整備を進めてきたところですが、我が国の社会経済情勢の変化等に対応して、必要な高速自動車国道を整備するためには新たな整備手法を導入する必要があります。

このため、道路関係四公団の民営化に関する当面の措置として、平成十五年度より、新会社による整備の補完措置として、必要な高速自動車国道を建設するため、国と地方の負担による新たな直轄事業を導入するところであります。

この法律案は、これを受け、適切な地方負担の下に国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするための改正を行ふものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申します。

高速自動車国道の管理に要する費用について、国がその四分の三以上で政令で定める割合を負担し、都道府県がその余の割合を負担するものとし

ております。

以上が本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

池口修次君。

〔池口修次君登壇、拍手〕

ただいま議題となりました二法案につきまして、民主党・新緑風会を代表して質問いたしました。

て、民主党・新緑風会を代表して質問いたしました。

まず、法案の中身に触れるのに先立ちまして、政治課題に対する政府の説明責任について質問いたします。

小泉総理は、このたびの米英を中心とした連合軍のイラク攻撃に対する政府の立場が不明確です。

つまり説明責任を果たしていないとの批判に対し、世論に従つて政治を行つて間違える、ちゃんと説明しているのにマスコミがごく一部ワンフレーズしか取り上げないと発言し、真意が伝わらないのは

マスコミのせいであり、自分の責任ではない趣旨の発言を繰り返しました。一国の責任者としては甚だ無責任であり、もはや我が国行く末のかじ取りを任せるとかに値しないと断言せざるを得ません。そもそも、マスコミがワンフレーズしか取り上げないのを一番よく知つていて、それを政治手法に取り入れ自らの支持率アップを図ったのは、小泉総理御自身であります。

イギリスのブレア首相を始め欧米のリーダーは、重要な政治課題に対する考え方や重要な政治決定をした場合には、必ず国民に直接語り掛け、政治の説明責任を果たしています。また、かつて

関係であります。

道路関係四公団民営化は、小泉内閣の掲げる改

革の金看板の一つであったはずです。総理はかつて、道路関係四公団民営化に当たって、四公団は統合して廃止し民営化する、九千三百四十二キロメートルの高速道路整備計画は見直す、三千億円程度投入されたいた国費は投入しない、五十年以内に償還する、改革意欲あふれる七名で第三者機関を設置すると大見えを切つておられました。

しかし、総理があれだけ声を大にして小泉改革の成果としてアピールしてきた道路関係四公団民営化推進委員会が昨年十二月に出した最終意見に

対し、今後この意見を基本的に尊重するという言葉だけで、政府の対処方針の具体的な検討は扇国

土交通大臣に丸投げ、法案提出は来年の通常国会にと、政府方針は今のところ示されていない状況

とやり方は手法として正しいかどうかは別にしても、総理の真意を国民に正しく伝えたいと思うならば、正式な会見を適宜開会し、直接国民に語り掛けることで政治の説明責任を果たすべきではないでしょうか。

そこで、福田官房長官にお尋ねいたします。

ワンフレーズボリティクスという汚名を晴らすためにも、現在、総理官邸の廊下の一角で行われている簡易インタビューと併せて、官房長官が定期的に行っている記者会見ができるだけ小泉総理自身が行い政治の説明責任を積極的に果たすといいます。

うやり方について、官房長官の御所見をお伺いいたします。

それでは、法案の中身について具体的に質問い合わせいたします。

まず、この二法案と道路関係四公団民営化との関係であります。

道路関係四公団民営化は、小泉内閣の掲げる改革の金看板の一つであったはずです。総理はかつて、道路関係四公団民営化に当たって、四公団は統合して廃止し民営化する、九千三百四十二キロメートルの高速道路整備計画は見直す、三千億円程度投入されたいた国費は投入しない、五十年以内に償還する、改革意欲あふれる七名で第三者機関を設置すると大見えを切つておられました。

官 報 (号 外)

であります。

そのような状況の中、昨年十二月十二日に政府と与党の間で交わされた道路関係四公団の民営化についてという申合せに沿ったこの二法案が提出されました。

道路関係四公団の全体像が具体化される前にこの法案が提出された合理的な理由について、扇国土交通大臣にお尋ねいたします。

また、小泉総理の意を受け、かつて、今後必要のない高速道路は造らないという趣旨の発言を力強くされていた石原大臣の現在の素直な気持ちをお聞かせください。

次に、本州四国連絡橋公団の債務の軽減を図るための緊急特別措置法案についてであります。

本四公団への一兆三千四百億円の投入はどのような理由からなのでしょうか。小泉内閣の方針は、国費は投入しないということだったのでないでしょうか。なぜこれほど簡単に信念を曲げてしまうのでしょうか。疑問はたくさんあります。政府のこれまでの説明ではこれほどの巨額な債務が生まれるはずもなく、今回、貴重な税金を投入し、小泉内閣として国民にツケを回すことを決定したのであれば、巨額債務発生の原因をきちんと究明した上、責任の所在も明らかにすることが政治の責任であると考えます。国民の期待を裏切った上に負担だけをツケ回すことでは、到底国民からの理解を得ることはできません。扇国土交通大臣の明確な説明を求めます。

さらに、今回、一兆三千四百億円の債務を切り離すことにより、通行料金を一・二割下げるも五年で有利子負債を解消できるとしておりますが、その後の国からの無利子融資や国や県からの

出資金の償還を考え合わせると、結局、償還し終えるのがいつになるのか見当も付かないという

が本当のところではないでしょうか。果たして投入された税金は本当に国民の元へ戻ってくるのでありますか。扇国土交通大臣の納得のいく御説明をお願いいたします。

次に、高速自動車国道法等の一部を改正する法律について質問いたします。

この法案の中身を素直に読めば、民営化会社が採算性の問題で造らないと判断した高速道路でも、その地方にとって本当に必要な道路であれば国と地方の負担で造ることができることであります。

しかし、現在決定済みの九千三百四十二キロの高速道路整備計画を精査せず、根本的な必要性をもあいまいにしたまま、一体どのようにして建設路線を選定するのでしょうか。

さらには、この法案では、建設費の地方負担に見合う形で自動車重量譲与税の交付割合を四分の一から三分の一へ変更する措置が取られておりま

すが、この財源を地方自治体の自主的判断により決定するなどといふことは到底信用できません。結局、今までと同じように、補助金などを巧みに使いつながら国の思惑を押し付けることになるのではないでしょうか。扇国土交通大臣の明確な御説明を求めます。

また、これまでの高速道路行政からは、国が地方政府の必要性をしんしゃく、判断した上で建設路線と使用する選択肢はあるのでしょうか。

小泉総理は、就任直後に、道路特定財源は聖域なく見直しの方向で検討する、予断は挿まず、ど

の方向で使うかを聖域なき構造改革の一部として検討したいと明確に断言されていました。しか

し、その後、与党の道路族議員に抵抗されると、

一部を他の予算に使っていいようにしたい、他の

公共事業に使いたいといきなりトーンダウンし、

最近の発言では、暫定税率の問題があるので現時

点では一般財源化できないが、使い道を国民から

の理解を得やすいような形で五十年ぶりに見直す

ことにして、立派な改革だと開き直つております。抜本的な見直しはこれで終わりなのでしょう

改革方針に変更があったのかなかつたのか、ということについてお尋ねいたします。

一つは、国費、すなわち税金を投入しないという公約についてであります。

この二法案で、本四公団へ一兆三千四百億円、高速道路建設へ十五年間でおおむね三兆円、合わせて五兆円弱もの税金が投入されることになるわ

けですが、このことは小泉内閣の方針が変わったことになるのではないでしようか。

さきにも述べたように、総理は、道路関係四公

民営化推進委員会の最終意見を受け、これからは政治の責任だと力強く表明されておりますが、九千三百四十二キロの高速道路整備計画を見直すを始めとした課題のすべてを先送りした上に、国費は投入しないという公約をはこにするような法案を提出するに当たって、小泉内閣の方針が変わったのか否か、扇国土交通大臣の明確な御答弁を求めております。

もう一つは、道路特定財源の抜本的見直しについてであります。

小泉総理は、就任直後に、道路特定財源は聖域なく見直しの方向で検討する、予断は挿まず、ど

の方向で使うかを聖域なき構造改革の一部として

検討したいと明確に断言されていました。しか

し、その後、与党の道路族議員に抵抗されると、

一部を他の予算に使っていいようにしたい、他の

公共事業に使いたいといきなりトーンダウンし、

最近の発言では、暫定税率の問題があるので現時

点では一般財源化できないが、使い道を国民から

の理解を得やすいような形で五十年ぶりに見直す

ことにして、立派な改革だと開き直つております。抜本的な見直しはこれで終わりなのでしょう

か。

私たち民主党は、国が責任を果たすべき国土の骨幹となる道路については整備が概成していることを踏まえ、道路整備に特定された巨額な財源である揮発油税、石油ガス税などの道路特定財源制度を廃止し、一般財源化して、その上で、地方の

自甕性を尊重する観点から一般交付金財源とし、道路などの社会資本整備に充てるべきと考えています。

同時に、複雑かつ過重な自動車関係諸税の簡素化、適正化の観点に立ち、自動車重量税は本則税率に戻して自動車税と統合し、消費税との二重課税になっている自動車取得税は廃止すべきです。一方、環境対策として、税収の使途のグリーン化、国民の環境意識の向上など、複合効果を目的に一兆円規模の環境税を導入します。そして、これららの改革を同時に実施することによって、現在九兆円もの大きな負担をしている自動車ユーザーの負担を増やすことなく地方の社会資本整備と環境対策が実現できると考えています。

道路特定財源の抜本見直しについての民主党の考え方に対しても、扇国土交通大臣の所見をお尋ねいたします。

あわせて、環境省は、現時点では環境税の研究はしているが専門家は検討していないと説明されていますが、自動車関係諸税を議論している今検討しなければ時期を失すると思いますが、環境税についての考えを鈴木環境大臣にお聞きします。

最後に、これまで小泉総理はワンフレーズボリティクスを巧みに操って、国民に改革が確実に実行されているとの幻想を抱かせてきました。小泉内閣の目玉の一つとされた高速道路への税金投入

見直しも、いったんは道路公団への三千億円の投入を廃止してみせ、国民の支持を得ましたが、今法案で三千億円の税金投入が見事に復活し、いわゆる自民党道路族の思惑どおりに進んでいます。私は、総理がどのように抗弁しようとも、もはや小泉内閣の公約は「こまかし」であったことが明確になったことを指摘して、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

○國務大臣(扇千景君) 池口委員から九項目にわたりての御質問がございました。

昨年末に提出されました民営化推進委員会の意見については、政府としてはこれを基本的に尊重するの方針の下に、可能なものからできるだけ早期に具体化を図っていく。例えば四兆円を超える建設コストの削減、あるいは関連法人の見直し、民間企業経験者の登用、財務諸表の作成前倒し等に既に取り組んでおります。

民営化推進委員会の意見につきましては、本四公団に係る債務の国による処理、そういう高速道路の国、地方の負担による整備について提言されているところでございます。特に、これら早急に対応すべきものであることを踏まえて、今回、平成十五年度予算において措置することとし、その前提となる関連二法案を今国会に提出した次第でございます。

次に、本四道路につきましては、平成十三年度の収支状況、御存じのとおり、管理費が二百四十九億円、これを上回る収入が八百四十三億円あるものの、利払いが千二百五十億円と収入を超えているために、当期の損失金が六百五十五億円に発生しております。損失金の累計である欠損金は一

兆一千億円に達しています。このため、一刻も早く財務状況の改善を図つて将来の国民負担の膨張を食い止める必要があり、このような観点から、民営化推進委員会の意見においても、本四公団の債務については、所要の債務を切り離した上で国等が継承し、その適切な処理を進めるべきであること等の趣旨が提言されております。

政府としましても、民営化推進委員会の意見を基本的に尊重する方針の下、将来、交通量の伸びを平成十五年度以降見込まない場合でも確実な償還が可能となるよう、一兆三千四百億円の有利子債務を切り離して、国の道路特定財源による早期処理を行うこととしたわけでございます。

三つ目には、昭和四十四年に策定されました新全國総開発計画において本四の三ルートの整備が位置付けられて、それを前提にして、昭和四十五年には本四公団法が衆参両院とともに全会一致で可決されております。

昭和五十年代の初期の経済状況は、昭和四十八年にオイルショックがあり、物価の安定と総需要抑制を図るために一時着工が凍結されましたものの、引き続き右肩上がりの状況にあり、自動車の保有台数も年間四から七%の割合で伸び続けました。本四の交通量についても十分な伸びが見込まれるという考え方が一般的でございます。しかし、その後、経済状況が変化し、交通量が予想より低くなつたことから、本四道路事業については、本四公団の財務状況の改善を図つて将来の国民の負担の膨張を食い止めることが今日の政治、行政

に課せられた重い責任であると感じております。

四つ目には、本四公団に対する国からの無利子貸付金について、平成三十四年度までに返済することとしております。一方、国、地方からの出資については、現行制度の下では、有利子債務が償還された後に料金収入により返済することとされております。しかしながら、この具体的な方針については、今後の本州四国連絡橋公団の民営化の制度設計の中でこれを検討してまいりたいと考えております。

五つ目には、現行の整備計画九千三百四十一キロメートルは、国民経済的に見て整備の必要があるとして法律の手続を踏んで決定され、地元にも具体的な計画として提示された区間であり、国土交通省としては、その早期整備に責任を負ってい

るものと現在は考えております。

今後の高速道路の整備は、費用対効果など整備効果を十分に検討し、厳格な事業評価を行い、国

民に対する説明責任を十分に果たしながら、真に必要な道路の整備を進める所存でございます。

なお、新たな直轄方式で整備する個別の路線、区間については、現行整備計画九千三百四十一キロメートルの中から、今後、整備効果、交通量の見通し、あるいは収支見通し等を精査して、関係

地方公共団体の意見を聴取し、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て決定することいたしております。

六つ目の御質問でございましたけれども、平成十五年度予算においては、高速自動車道、高速道路整備の直轄方式の導入について対応した新たな

負担を地方に求めることが等となるために、約九百三十億円の税源を地方に移譲することといたしてあります。しかしながら、移譲された財源は、高

速道路整備に使い道を限定したいわゆるひも付きの財源ではなく、広く道路整備を、全般に充てら

れるものでございます。したがって、地方公共團体自主財源と同様に、あくまでも地方の判断によ

り、高速道路整備の負担に充てるか、あるいは地

域高規格道路建設に充てるかを決めることになる

と考えておりますので、これは地方の裁量でござります。

七つ目の御質問でございます。

高速道路の整備に当たりましては、地域の理解と協力が不可欠であることは言うまでもありませんけれども、特に新直轄方式においては地方の負担をお願いいたしますので、このことから、整備計画の策定に当たりましては、国土交通大臣は関係都道府県の意見を聞くことを法律の手続に定め

たところでございます。国土交通省としては、これらの都道府県の意見を十分に配慮し、地方の意

思を尊重した高速自動車国道の整備を推進することにいたしておりますので、国の思惑を押し付け

ることにはならないと、これも考えております。

八つ目の質問には、道路関係四公団の民営化に関しまして、一昨年十二月に閣議決定されました

特殊法人等整理合理化の計画におきましては、日本道路公団においては、平成十四年度以降、国費を投入しないとの方針が打ち出されているのは池

口議員がおっしゃったとおりでございます。これ

については何ら変更しておりません。

同時に、この整理合理化計画においては、新たな組織により建設する路線以外については直轄方

式による建設を検討すること、本四公団の債務については確実な償還を行うために国の道路予算等において処理することが、当初よりこれは決定されています。これを踏まえて今回この二法案を提出しているものであり、小泉内閣の方針は何ら変更されておらず、これは一貫しておりますことを改めて申し上げます。

最後の御質問でございましたけれども、道路特定財源につきましては、これまでも自動車利用者の理解の得られる範囲で道路整備に関する都市開発事業やあるいは立体の交差等々の事業の町づくりに資する事業も推進してきたところでございました。

平成十五年度予算におきましても、新たな政策課題に的確に対応するために、D P F の導入支援等、少なくとも、環境分野でありますとか、あるいは都市交通分野への使途の拡大を図ることいたしております。道路特定財源の今後の活用につきましては、様々な御意見を聞きながら、また伺いながら、受益者負担という原則を踏まえて、納税者の理解を得られるような範囲で引き続き検討を進めていきたいと考えております。

なお、道路特定財源は、受益者負担の原則に基づきまして、自動車利用者に本則税率の二倍以上の暫定税率、重油等の石油製品と比較して約五倍の税負担をお願いしており、このような財源を一般財源化することをめぐる議論がなされています。道路整備を計画的かつ着実に進めていくためには、引き続き道路特定財源を活用していく必要があると考えております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣福田康夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田康夫君) 池口議員にお答えいたしました。

これ、法案とは関係ございませんが、総理の記者会見の在り方についてのお尋ねでございました。

総理の記者会見は、これは先般の米軍によるイラク攻撃時等の大事件節目において適時適切に行われております。よく説明をいたしておると思います。

一日二回行われております記者会見、これは私がいたしておりますけれども、これは政府のス

ポークスマントである私が行うことが適当であると、このように考えておるところでございました。

(拍手)

〔國務大臣石原伸晃君登壇、拍手〕

○國務大臣(石原伸晃君) 道路関係四公団民営化推進委員会の意見書におきましては、今後の高速道路整備については、新会社の自主的な判断に基づき採算性の範囲の中で行うこととして、新会社の採算を超える部分については、国及び地方公共団体が財源を負担する新たな制度を政府において早急に検討するとの提言が行われております。今般

の法案によりまして直轄方式による新たな高速道路整備手法の導入を図ることは、こうした意見書の趣旨を踏まえたものであると私は認識しております。

今後の高速道路は、民営化することによってコスト意識の徹底や採算性を重視した効率的な事業運営の下に進められるべきものであると考えております。その一方で、採算性は乏しいものの公益性の視点から整備の必要性がある路線もあり、そ

うした路線については、今般提示されました新直轄方式により整備していくべきだと考えております。

今後とも必要なない高速道路は造らないとの考えは変わるものではございません。

これからは、高速自動車国道を整備する場合における費用対便益などの整備効果、B バイ C を十分に活用し、更に厳格な事業評価を行い、国民の皆さんに対する説明責任を十分に果たすことが重要であると考えております。(拍手)

〔國務大臣鈴木俊一君登壇、拍手〕

○國務大臣(鈴木俊一君) 池口議員から環境税についてお尋ねがございました。

環境省といしましては、温暖化対策のステップ・バイ・ステップのアプローチに沿って、第一ステップの最終年である二〇〇四年に実施されるこれまでの対策の進捗状況の評価、見直しにおいて必要とされた場合には、第二ステップが始まる

二〇〇五年以降早期に環境税を導入するとの方針であります。

現在、この方針に沿って、中央環境審議会の地球温暖化対策税制専門委員会において、温暖化対策上の効果が得られるとともに、我が国の経済活性化や雇用創出にもつながるような方向で具体的な案の検討を進めていただいております。

本年夏ごろまでを目途に取りまとめて世の中にお示しをして、国民の皆様や関係方面の理解が得られるよう最大限の努力を傾けたいと考えているところであります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)について、提出者の

趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。平沼経済産業大臣。

〔國務大臣平沼赳天君登壇、拍手〕

○國務大臣(平沼赳天君) エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨今のエネルギー政策の抜本的な見直しを進め、特に地球温暖化対策につきましては、エネルギー消費大国の責務としての取組が強く求められています。

加えて、国内では、廃棄物・リサイクル問題が喫緊に対応すべき政策課題として顕在化しております。特に地球温暖化対策につきましては、エネルギー消費大国の責務としての取組が強く求められています。

このようない状況を踏まえ、温室効果ガスの大宗を占めるエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するとともに、再生資源の利用の促進に加え使用

貨物品等の発生の抑制及び再生部品の利用の促進

(号外)

そのための支援策を講ずる必要があるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正であります。

同法に基づく事業者への支援の対象に、海外においてエネルギー起源一酸化炭素の排出を抑制する事業と、使用済み物品等の発生の抑制及び再生品の利用の促進に関する事業を追加し、あわせて、同法の題名をエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に変更するとともに、その廃止期限を平成二十五年三月三十一日まで延長するものでございます。

策特別会計法の一部改正であります。

従来の石油及びエネルギー需給構造高度化对策に、国内外で省エネルギー等によるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制のため取られる施策で、あって経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置の追加等を行うこととするものでございます。

以上が本法律案の趣旨でござります。(拍手)
○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がござります。発言を許します。
藤原正司君。

〔藤原正司君登壇、拍手〕
○藤原正司君 民主党・新緑風会の藤原でござい
ます。

<p>議題となりました法案につきまして、関係大臣に質問いたします。</p> <p>まず初めに、エネルギー政策の見直しについて伺います。</p> <p>アラブ産油国による石油減産措置の発動、すなはち石油ショックによって我が国のエネルギー供給構造の脆弱性を思い知らされてから三十年、依然イラク情勢の動向には不透明感があるものの、少なくともこれまでの間、かつてのトイレットペーパーを買い求める長蛇の列のごとき動搖を見掛けたことはありません。仮に石油ショック当時のエネルギー供給構造の下で今回のイラク戦争が起つていったとすれば、その社会的混乱はいかほどであったでしょうか。</p> <p>このことは、正に、この三十年間、一貫してエネルギー需要が増加基調であった中、過去の石油ショックを教訓に、エネルギー源の多様化を図り、石油代替エネルギーへの転換を進めてきたこれまでのベストミックス政策の成果であり、その中核的役割を担つてきたのが原子力発電であることは紛れもない事実であります。</p> <p>石油ショック当時は八割近くにも達していた一次エネルギー供給に占める石油の割合は昨年度ついに五割を切り、一方、原子力の比率は一%から一三%に大きく伸長いたしました。発電電力量におきましては、当時、七割以上を占めていた原子力は基幹電源として三五%を占めるに至っています。</p> <p>しかし、今、この原子力政策の足下が大きく揺らぎ、ベストミックス政策が危機を迎えることもあります。</p> <p>にもかかわらず、政府の対応は余りにも緩慢であ</p>	<p>ると言わざるを得ません。三十年間の時を経て、過去の教訓が風化しつつあるように思えてならないであります。</p> <p>折しも、今、中東情勢の不透明感に加え、昨年の原子力をめぐる諸問題に端を発する需給の逼迫などにより、エネルギーに対する社会的関心は高まっており、エネルギー安全保障とは何か、その答えが求められています。</p> <p>人間は有事にこそ物事に優先順位を付けることができ、本当に大切なものが見えてきます。</p> <p>言うまでもなく、我が国のエネルギー政策の基本は、昨年の通常国会で成立したエネルギー政策基本法にうたわれているとおり、安定供給の確保、環境への適合と、これらを十分に考慮した市場原理の活用を図っていくことであります。</p> <p>しかし、現下の情勢を踏まえたとき、国益にかなった中長期的なエネルギー資源の安定供給の確保こそが最重要課題であるという紛れもない真実を再度思い知らされているのではないでしょう。三十年間のベストミックス政策の成果はあつたとしても、我が国のエネルギー供給構造の脆弱性という本質は何も変わっていないのです。</p> <p>ここで、今回のエネルギー特別会計の見直しは昨年の経済財政諮問会議で示されたエネルギー政策の見直しに基づくものと理解しますが、この中で、エネルギーを取り巻く情勢の変化として、温暖化防止のための取組強化の必要性、セキュリティ戦略再構築の必要性、電力分野における自由化の推進と原子力発電の推進との両立の必要性と、それぞれ大変立派なお題目が掲げられています。</p> <p>しかし、エネルギー政策の見直しとぶち上げた</p>
--	---

油及びエネルギー需給
六

京都議定書における国際公約履行のための具体的対策を取りまとめた地球温暖化対策推進大綱は、二〇〇五年度からの第二ステップを控え、各対策の進捗状況について評価、見直しがなされることとなっています。一方、現行の地球温暖化対策推進大綱は、経済産業省の審議会で取りまとめられた長期エネルギー需給見通しに基づき策定されたものと理解しています。

そこで、地球温暖化対策推進本部の副本部長である経済産業大臣、環境大臣にお尋ねします。

エネルギー特別会計における歳入歳出構造を見直すとする今回のエネルギー政策の見直しの位置付けについて、現行の長期エネルギー需給見通しあるいは地球温暖化対策推進大綱の見直しにながるものなのでしょうか。両大臣の見解を求めます。

また、今回の石油課税など石油税の見直しの方で、現在、環境省の審議会の下では、二〇〇五年度からの第二ステップに向け温暖化対策税、いわゆる環境税について具体的な検討が進められていますが、その審議会の中では大綱における原子力の位置付けは崩れたとの論議もあったやに聞いております。今後の大綱改定に向けて、我が国の温暖化対策における原子力の位置付けを変えるおそれです。

次に、今回のエネルギー特別会計の見直しについてお尋ねします。

政府は、今回の石油石炭税について、受益者負担を原則とする特会制度の歳出構造を見直すことによる必然的なものとし、二酸化炭素排出抑制を主たる目的とした温暖化対策税とは全く性格や内

容が異なるとしています。しかし、歳入、歳出両面においてグリーン化を図ろうとする今回の石油石炭税と現在の環境省の審議会で検討中の温暖化対策税と一体どこが違うのか、証然としません。されど、現行のエネルギー政策が導入されているものと理解しています。

仮に、第二ステップ以降直ちに温暖化対策税が導入される場合、石油石炭税と二重課税になるのではないかでしょうか。それとも、温暖化対策税が導入される場合、石油石炭税は廃止されると考えてよいのでしょうか。

さらに、四月一日からスタートしたRPS制度について、政府審議会の報告書に、新たに包括的な環境・エネルギー政策が導入される場合には制度との整合につき必要な検討を行うことが求められます。環境・エネルギー政策とは何を意味するのでしょうか。

そもそも、税の特性が違えば二重課税にならないというのは、正に課税側、行政側の論理であります。負担する側にとっては、デフレ経済下で新たな負担の製品価格への転嫁もままならず、單なるコストアップ以外の何物でもなく、過酷な経済情勢の中で懸命に努力する民間事業者をむち打つようなことは到底認め得るものではありません。環境省と、他人事を決め込んでいた節は国民の耳には全く届いておりません。訴訟当事者は経済産業省と、他人事を決め込んでいた節はなかつたのでしょうか。

一方、文部科学省に高速増殖炉サイクル技術の確立に向けた気概は感じられません。原子力長計に描かれた方針は絵にかいたもちでしかないのでしょうか。スペースシャトル・コロンビア事故のその後の国家の最高責任者自らの肉声で、それでも宇宙開発計画の推進は必要と国民にメッセージを送った氣迫を我が国のエネルギー政策の推進を担う方々は果たしてお持ちでしょうか。

過日、今般の判決に関し、私が所属する経済産業委員会において質問通告を行おうとした際も、一体どの省庁に質問通告すればよいのか分かりませんでした。我が国のエネルギー政策の実情をかいつまみながら、なぜ天然ガスの増税を行うのでしょうか。さらには、現行大綱におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減のための追加的措置として鳴り物入りで昨年より導入された燃料転換に対する支援措置についてその実績が全く上がっていないことに

対し、政府はどのように言い訳をするのでしょうか。経済産業大臣の見解を伺います。

次に、エネルギー政策の推進に当たっての政府の責任についてお尋ねします。

そもそも、我が国のエネルギー政策の推進主体はどこであり、責任を有するのはだれでしょうか。例えば、先般の「もんじゅ」行政訴訟控訴審判決においては、我が党としても今後のエネルギー政策の在り方に一石を投げるものと重く受け止め、精力的に協議を重ねてきましたが、その過程で痛感させられたのは、行政側の対応のお粗末さとその無責任体質であります。

原子力の安全規制について、政府は、経済産業省と原子力安全委員会によるダブルチェック体制が有効と常々主張してきましたが、今般の判決を通じ、残念ながら原子力安全委員会のメッセージは国民の耳には全く届いておりません。訴訟当事者は経済産業省と、他人事を決め込んでいた節はなかつたのでしょうか。

一方、文部科学省に高速増殖炉サイクル技術の確立に向けた気概は感じられません。原子力長計に描かれた方針は絵にかいたもちでしかないのでしょうか。スペースシャトル・コロンビア事故のその後の国家の最高責任者自らの肉声で、それでも宇宙開発計画の推進は必要と国民にメッセージを送った氣迫を我が国のエネルギー政策の推進を担う方々は果たしてお持ちでしょうか。

最後に、我が国のエネルギー政策は今まさに正面場を迎えていると見えます。繰り返しになりますが、エネルギー政策は国家の基本政策であります。国家国民の将来に向けた責任ある答弁を関係大臣にお願いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣平沼赳氏君登壇、拍手〕
○国務大臣(平沼赳氏君) 藤原議員にお尋ねをさせていただきます。

まず、今後のエネルギー戦略、エネルギー政策見直しの意義、効果等についてのお尋ねがございました。

エネルギー安定供給の確保や地球温暖化問題への対応は、エネルギー政策において今後ますます重要な課題であります。こうした認識の下、今後のエネルギー政策として、御指摘のように、安定供給の確保、環境への適合、そしてこれらを十分考慮した上で市場原理の活用を基本方針として、バランスの取れたエネルギー需給構造の構築を目指してまいります。

今回のエネルギー政策の見直しは、御指摘の原

子力について、長期固定電源として支援の重点化を図るほか、地球温暖化対策の強化など重要かつ早急な課題に取り組むものでございまして、これらにより長期エネルギー需給見通しなどの実現に資するものであると、このように私どもは思っております。

次に、エネルギー政策の見直しと長期エネル

ギー需給見通し及び地球温暖化対策推進大綱との関係についてのお尋ねがございました。

今般のエネルギー政策の見直しは、環境省との連携によるエネルギー起源CO₂排出抑制対策の実施、省エネルギー・新エネルギー対策の拡充、天然ガスシフトの加速化、長期固定電源への支援の重点化など、長期エネルギー需給見通しや地球温暖化対策推進大綱に示された目標を達成する上で重要な対策を強化するものでございます。

このように、今般のエネルギー政策の見直し

は、長期エネルギー需給見通しや地球温暖化対策を一層確実にするために行うものでございます。

次に、RPS法に基づく電気事業者の義務負担に大きな影響を与えるような環境・エネルギー政策の方針の変更がある場合を私どもは念頭に置いております。今後、仮にこのような政策が導入される場合には、RPS制度との整合につき必要な検討を行なうことが求められると、このように私どもは考えておるところでございます。

次に、今回の石油石炭税と温暖化対策税との関係についてのお尋ねがございました。

今回の税制見直しは、エネルギー政策の見直しを行い、歳入についても負担の公平の観点から見直しを行なったものでございまして、二酸化炭素排出抑制を中心とする目的としたいわゆる環境税を創設するものではございません。

環境税につきましては、当省といたしまして、

例えば、地球温暖化対策推進大綱にあるとおり、マクロ経済、産業競争力等の国民経済に大きな影響を与えることにならないかなど、更なる課税が事業者に与える影響なども含めた広範な論点について慎重に検討を行い、適切に対応することが必要と考えているところであります。

なお、今回の税制の見直しに当たりましては、電源開発促進税の所要の減税を行います。そしてまた、原料用石炭の免税、さらには税率変更の段階的な実施などによりまして、新たに負担を求める石炭多消費産業の負担に極力配慮をする、こう

いうことにいたしているところでございます。

次に、天然ガスシフトの加速化と天然ガスの増税との関係についてのお尋ねでございました。

京都議定書の批准などを踏まえまして、今後、天然ガスへの燃料転換の促進、GTL、DMEの開発、利用の促進など、天然ガスシフトの加速化を着実に進めまして、エネルギー分野における地球温暖化対策を一層充実強化することが不可欠だと思っております。こうした施策の充実に伴いまして、エネルギー間の負担の公平を図る観点から、従来、税率の低かった天然ガスについてもその消費者に応分の負担を求める、このような考え方で行われていただくものでございます。

さらに、燃料転換についてのお尋ねであります。天然ガスは、他の化石燃料に比べましてCO₂の排出割合が低く、地球環境問題への対応の面で優位性を有しているとともに、資源の賦存状況も広範であるために、当省といたしましても、その利用促進をエネルギー政策上の重要な課題として位置付けております。その上で様々な取組を行っているところでございます。

こうした取組の一環として、平成十四年度には産業用のボイラーや老朽火力発電所等の燃料を石炭等から天然ガスに転換するための支援措置を創設しまして、燃料転換の推進を努めているところでございます。

老朽火力発電所の燃料転換補助金については、現在までのところ、プロジェクトの立ち上がりが遅れおりまして、御指摘のような点があることは事実でございます。しかし、これも今、一生懸命、事業者等で検討しております、支援措置の

いわゆる実績も上がってくる、こういうことに私どもは相なると思っておりまして、今後はプロジェクトの実施が十分見込まれると思っております。こうした支援措置を今後も強力に推進することによりまして、燃料転換を進めていかなければなりません。

最後に、我が国のエネルギー政策の推進主体と、そして責任の所在についてのお尋ねがございました。

経済産業省は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給を図ること、これを任務としておりまして、経済産業大臣がエネルギー政策を総合的に推進し、エネルギーの安定的、効率的な供給の確保を図る責任を有しているものでございます。

もちろん、これまでも関係各大臣と密接に連携協力しつつエネルギー政策を推進してきたところでありますけれども、今後、エネルギー政策基本法に定められたエネルギー基本計画の策定に際しての閣議決定などを通じまして、エネルギー政策の推進に際して政府として一体的に対応をしていくべきだと思っております。

また、今後のエネルギー政策の推進に係る政府としての責任及び決意についてのお尋ねでございました。

資源の大半を輸入に依存し、またエネルギー消費大国でもある我が国にとりまして、エネルギー政策は国民生活の安定や経済の発展に直結するものでございまして、国家の重要な政策の一つであります。特に、原子力発電についての国民の皆様方の信頼、これをいかに得ることや、あるいは石油等の資源の安定供給についての重要性が一層増し

ている昨今、その責任はますます重くなっていると思つております。

経済産業大臣として、今後ともこの重要な政策としての認識と責任を持ってエネルギー政策の推進に責任を持つて当たらせていただきたいと、このように思つております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木俊一君) 藤原議員から三点について御質問がございました。

まず、エネルギー政策の見直しと地球温暖化対策推進大綱の見直しの関係についてでございま

す。

今回のエネルギー政策の見直しは、かねてより

環境省が提唱してまいりました二〇〇二年から二〇〇四年の第一ステップにおける既存の税制や特別会計のグリーン化として評価できるものであり、二〇〇五年以降の第二ステップに向けた地球温暖化対策推進大綱の見直しを現時点で行うこと

にはつながらないものと認識をいたしております。今回のエネルギー政策の見直しにより、現行

の対策が更に進展するよう全力を尽くしてまいります。

次に、温暖化対策における原子力の位置付けについてのお尋ねでございますが、地球温暖化対策推進大綱においては、エネルギー供給面における二酸化炭素排出量の削減対策の重要な柱の一つとして、安全性の確保を大前提として原子力発電の推進を掲げており、現時点では直ちにこれを見直す考へはありません。

一般、原子力への国民の不安が高まっている点

については、原子力政策への信頼回復に向けて原

子力安全・保安院等において最善の努力がなされているものと考えております。第二ステップに向

けた大綱の見直しに際しても、安全性の確保を中心とした原子力の推進が国の地球温暖化対策の中で重要な位置付けを占めるという点については

大きな変更があるものは考えておりません。

最後に、温暖化対策税、いわゆる環境税との関係についてのお尋ねがございました。

今回の石油税の見直しは、エネルギー政策や歳出構造の見直しに伴い、歳人についても負担の公平の観点から見直しを行ふものであり、CO₂排出抑制を主たる目的とした温暖化対策税とはその性格や内容を異にするものであります。

他方、温暖化対策税については、環境省としては、二〇〇四年に実施される温暖化対策の進捗状況の評価、見直しにおいて、今回のエネルギー政策の見直しも含めた関連するあらゆる対策、施策を評価し、必要とされた場合には、対策の第二ステップが始まる二〇〇五年以降、早期にこれを導入するとの方針であります。

温暖化対策税の具体的な案については、現在、中央環境審議会において検討を進めていただいており、石油石炭税を始めとする既存のエネルギー問題として申し上げておるわけでございます。しかしながら、私どもは、藤原議員のおっしゃったとおり、エネルギー政策が非常に大事な問題として考えておりまして、原子力政策につきましては、原子力委員会が、原子力基本法に基づき、平和的目的に限り、原子力の研究開発及び利用に関する事項について企画し、審議し及び決定する責任を有しており、原子力に関する长期計画の策定などにより、基本方針及び推進方策を示しております。また、文部科学省、経済産業省等の関係省庁は、この原子力委員会の基本方針

藤原議員が最初におっしゃいました、オイルショック後三十年だった。三十年で日本はどういうエネルギー政策を取ってきたか。この三十年間

で、原油輸入量は実に一三%減少しているわけであります。その間、エネルギー源の多角化、そして原子力発電の推進、LNG発電あるいは石炭火力発電というふうにエネルギー源の安定化を行うことによりまして、我が国のエネルギー安全保障を推進してきたわけでございます。

翻って考えてみますと、その間、日本国の大綱は二・三倍に増加し、乗用車保有台数は六倍に増えた中でこのような数字を達成しているということは、我が日本国民のエネルギー政策の妥当性というものを検証するものだと思っております。

が、残念ながら、一部に、この原子力発電問題につきまして様々な、言わば汚らわしいというような感覚で議論をされる方もたくさんおられますけれども、これは私ども政府の責任としても、藤原議員おっしゃいましたように、今後とも大いに国民の御理解をいたしかなきやならない。(発言する者あり)いや、汚らわしいということは世論の問題として申し上げておるわけでございます。

また、「もんじゅ」設置許可無効判決については、国及び原子力安全委員会の考え方が認められず遺憾であります。が、原子力安全委員会は科学技術的観点から幅広く見解を取りまとめ、公表したこところでございます。

さらに、原子力の安全規制体制に関しましては、経済産業省などの行政庁が実施する規制活動を原子力安全委員会が客観的、中立的立場から監視、監査する現体制の一層の充実が有効と考えております。また、昨年十月、委員会は、内閣総理大臣経由で経済産業大臣あて、原子力安全の信頼回復に関する勧告を行つたところであります。今後とも、このような努力を継続することが必要であると考えております。

以上の認識の下に、関係省庁と連携しつつ、政

府一体として、安全確保を大前提とした原子力政

策を始めとするエネルギー政策の推進に向けて努

に基づき、その担当する政策を国全体として効率的、整合的に推進するという体制となつております。

私としては、資源に乏しい我が国において、供給安定性に優れ環境負荷の少ない原子力発電を基幹電源と位置付け、使用済燃料を再処理して回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの確立を原子力政策の基本として、その実現に向けて最大限努力してまいります。

なお、国民に対する原子力安全委員会のメッセージに関する御指摘ですが、委員会としては、かねてより全国各地でシンポジウムを開催するなど、原子力安全に関する国民との対話を促進しております。

また、「もんじゅ」設置許可無効判決については、国及び原子力安全委員会の考え方が認められず遺憾であります。が、原子力安全委員会は科学技術的観点から幅広く見解を取りまとめ、公表したこところでございます。

さらに、原子力の安全規制体制に関しましては、経済産業省などの行政庁が実施する規制活動を原子力安全委員会が客観的、中立的立場から監視、監査する現体制の一層の充実が有効と考えております。また、昨年十月、委員会は、内閣総理大臣経由で経済産業大臣あて、原子力安全の信頼回復に関する勧告を行つたところであります。今後とも、このような努力を継続することが必要であると考えております。

以上の認識の下に、関係省庁と連携しつつ、政

府一体として、安全確保を大前提とした原子力政

策を始めとするエネルギー政策の推進に向けて努

平成十五年四月十六日 参議院会議録第十七号

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 国立学校設置法の一部を改正する法律案

—

○国務大臣遠山敦子君登壇、拍手
エネルギー政策の推進に係る政府としての責任及びそれに向けた決意に関するお尋ねがございまし
た。

原子力につきましては、原子力委員会の策定する基本的な政策を踏まえて、政府一体となっての研究開発を推進しているところであります。

我が省におきましては、高速増殖炉サイクル技術の確立のための技術開発など、原子力の研究開発などに積極的に取り組んでまいっておりますが、今後とも、先駆的、基礎的な研究開発にしつつ、二種類の研究開発を行ってまいります。

○議長（倉田寛之君） 日程第一　國立學校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告書を求めます。文教科学委員長 大野つや子君。

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

田村	秀昭君
魚住裕一郎君	
山本	保君
入澤	
山本	正和君
森本	肇君
晃司君	
弘友	和夫君
鶴保	庸介君
松岡滿壽男君	山口那津男君
日笠	
勝之君	
風間	
昶君	

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

反對贊成

〔大野つや子君登壇、拍手〕

よって、本案は可決されました。（拍手）

○大野つや子君　ただいま議題となりました法第

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

案につきまして、文教科学委員会における審査
経過と結果を御報告申し上げます。

○議長（倉田寛之君）　本日はこれにて散会い

本法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、東京商船大学と東

午前十一時二十分散会

水産大学とを統合して東京海洋大学を新設し、其の開設に伴う改組等の問題を審議する。

卷之三

戸商船大学を神戸大学に統合する等の措置を講じようとするものであります。

出席者は左のとおり。

委員会におきましては、国立大学の再編・統合のもたらす効果、単科大学の再編・統合の方針等

議長 倉田實
副議長 本岡昭

について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いといふと存じます。

議員
大正
康弘吉
度刀

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会

大江戸
扇
山本 香苗君

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いふ

平野 達男君
遠山 清

沢 岩本 荘太君
加藤 修一君
中島 啓雄君
広野 だし君
福本 潤一君
山下 栄二君
佐々木知子君
田村 秀昭君
魚住裕一郎君
山本 保君
入澤 鹰君
山本 正和君
木庭健太郎君
森本 晃司君
山崎 正昭君
田名部匡省君
統 訓弘君
白浜 一良君
柏村 昭三君
草川 千景君
扇 阿南 一成君
森元 恒雄君
舛添 要一君
大仁田 厚君
小泉 顯雄君
加納 時男君
市川 一朗君
仲道 俊哉君
荒井 正吾君

高橋紀世子君
高野 博師君
森下 博之君
島袋 宗康君
荒木 清寛君
松 あきら君
木村 仁君
平野 貞夫君
弘友 和夫君
山口那津男君
鶴保 康介君
松岡満壽男君
風間 祖君
泉 信也君
西岡 武夫君
渡辺 秀央君
浜田卓二郎君
田村耕太郎君
鶴岡 洋君
椎名 一保君
岸 宏君
吉田 博美君
松山 政司君
有村 治子君
大野つや子君
山下 英利君
斎藤 滋宣君
有馬 朗人君
岩永 浩美君

官 報 (号 外)

平成十五年四月十六日 参議院会議録第十七号

議長の報告事項

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

池口 修次君

辻 泰弘君

山根 隆治君

神本美恵子君

円 より子君

岩本 司君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活・経済に関する調査会

理事 内藤 正光君 (円より子君の補欠)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案

株式会社産業再生機構法

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案

の一部を改正する法律案

去る三日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

株式会社産業再生機構法案

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案

の一部を改正する法律案

同日議員から次の議案が提出された。

アメリカ合衆国のイラク攻撃と使用する兵器に関する質問主意書(櫻井充君提出) (第一八号)

同日本院は、宇宙開発委員会委員に松尾弘毅君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

一部を改正する法律

株式会社産業再生機構法

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の

別措置に関する法律案(閣法第一七号)

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七六号)

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法

エネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出)

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日任期満了の五代利矢子の後任

辻 泰弘君 (小田原滿知子)

岩本 司君 (青山 正明)

辻 泰弘君 (磯部 力)

同日任期満了の大城光代の後任

山根 隆治君 (草刈 隆郎)

池口 修次君 (角 紀代恵)

同日任期満了の上木谷清の後任

辻 泰弘君 (同日任期満了の上木谷清の後任)

同日衆議院から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(谷博之君外四名発議) (参第一〇号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(第百五十四回国会衆第四五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

一部を改正する法律案(閣法第一六号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

アメリカ合衆国のイラク攻撃と使用する兵器に関する質問主意書(櫻井充君提出) (第一八号)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講すべき特

別措置に関する法律案(閣法第一七号)

(二月三十一日任期満了の塩野宏の後任)

辻 泰弘君 (青山 正明)

同日任期満了の大城光代の後任

山根 隆治君 (磯部 力)

同日任期満了の上木谷清の後任

辻 泰弘君 (草刈 隆郎)

同日任期満了の五代利矢子の後任

辻 泰弘君 (角 紀代恵)

同日任期満了の上木谷清の後任

辻 泰弘君 (同日任期満了の上木谷清の後任)

同日任期満了の五代利矢子の後任

辻 泰弘君 (同日任期満了の上木谷清の後任)

同日内閣から、左記の者を国地方係争処理委員会委員に任命したいので、地方自治法第二百五十条の九第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
同日内閣から、左記の者を国地方係争処理委員会委員に任命したいので、地方自治法第二百五十条の九第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

森葉賀津也君

補欠

泰弘君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事 高橋 千秋君 (高橋千秋君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第一〇四号)

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案(城島正光君外四名提出)

同日委員長から次の答弁書が提出された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出ETCに関する再質問に対する答弁書(第一三号)

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員平野貞夫君提出CS放送に関する質問(第一九号)(答弁することができる期限 五月二十六日)

参議院議員福島瑞穂君提出在日米海軍横須賀基地における米海軍原子力空母の母港化計画と日本における米海軍原子力空母の母港化計画と日本

米合同委員会に関する質問(第一〇号)(同 五
月十四日)国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中 東京商船大学 東京水産大学 を 福井大学 福井県 に、

兵庫教育大学 神戸大学 兵庫県 を 東京海洋大学 に、

福井医科大学 福井県 に、

香川大学 香川医科大学 香川県 を 島根大学 島根県 に、

高知大学 高知医科大学 高知県 を 岩手大学 岩手県 に、

島根教育大学 神戸商船大学 兵庫県 を 兵庫教育大学 神戸大学 兵庫県 に、

島根医科大学 神戸大学 兵庫県 を 福井医科大学 福井県 に、

島根大学 香川大学 香川県 を 岩手大学 岩手県 に、

島根教育大学 神戸商船大学 兵庫県 を 兵庫教育大学 神戸大学 兵庫県 に、

島根医科大学 神戸大学 兵庫県 を 福井医科大学 福井県 に、

島根大学 香川大学 香川県 を 岩手大学 岩手県 に、

島根教育大学 神戸商船大学 兵庫県 を 兵庫教育大学 神戸大学 兵庫県 に、

島根医科大学 神戸大学 兵庫県 を 福井医科大学 福井県 に、

島根大学 香川大学 香川県 を 岩手大学 岩手県 に、

島根教育大学 神戸商船大学 兵庫県 を 兵庫教育大学 神戸大学 兵庫県 に、

島根医科大学 神戸大学 兵庫県 を 福井医科大学 福井県 に、

島根大学 香川大学 香川県 を 岩手大学 岩手県 に、

島根教育大学 神戸商船大学 兵庫県 を 兵庫教育大学 神戸大学 兵庫県 に、

島根医科大学 神戸大学 兵庫県 を 福井医科大学 福井県 に、

島根大学 香川大学 香川県 を 岩手大学 岩手県 に、

島根教育大学 神戸商船大学 兵庫県 を 兵庫教育大学 神戸大学 兵庫県 に、

島根医科大学 神戸大学 兵庫県 を 福井医科大学 福井県 に、

島根大学 香川大学 香川県 を 岩手大学 岩手県 に、

島根教育大学 神戸商船大学 兵庫県 を 兵庫教育大学 神戸大学 兵庫県 に、

島根医科大学 神戸大学 兵庫県 を 福井医科大学 福井県 に、

島根大学 香川大学 香川県 を 岩手大学 岩手県 に、

島根教育大学 神戸商船大学 兵庫県 を 兵庫教育大学 神戸大学 兵庫県 に、

国立学校設置法の一部を改正する法律案
一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、東京商船大学と東京水産大学とを統合して東京海洋大学を新設し、神戸商船大学を神戸大学に統合する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、平成十五年度国立学校特別会計予算に二億八千六十九万一千円が計上され

ている。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

参議院議長 締實 民輔

(施行期日)

1 この法律中第三条第一項の表の改正規定及び

2 改正前の第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、

官 報 (号 外)

神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学は、改正後の第三条第一項の規定にかかるわらず、平成十五年九月三十日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(北海道大学医療技術短期大学部等の存続に関する経過措置)

3 北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五の規定にかかわらず、平成十九年三月三十日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

投票者氏名
国家公務員等の任命に関する件「原子力安全委員会委員(松浦祥次郎君、東邦夫君及び松原純子君」

一九四名

阿南一成君
荒井正五君
有村治子君
市川一朗君
岩井國臣君
岩永浩美君
尾辻秀久君
大仁田厚君
泉信也君
入澤鞞君
岩城光英君
上野公成君
大島慶久君
大野つや子君

投票者氏名

扇	千景君	加納 時男君	片山虎之助君
景山俊太郎君		久世 公堯君	龜井 郁夫君
木村 仁君		国井 正幸君	
小斎平敏文君		佐々木知子君	
鴻池 祥肇君		斎藤 滋宣君	
清水嘉与子君		桜井 新君	
鈴木 政二君			
椎名 一保君			
関谷 勝嗣君			
田中 直紀君			
田村耕太郎君			
竹山 裕君			
谷川 秀善君			
月原 茂皓君			
中川 義雄君			
中曾根弘文君			
仲道 俊哉君			
西銘順志郎君			
野沢 太三君			
南野知恵子君			
服部三男雄君			
日出 英輔君			
藤井 基之君			
真鍋 賢君			

加治屋義人君
狩野 柏村 金田 河本 犬坂 安君
勝年君 英典君 宏一君 哲男君
近藤 考掛 小泉 佐藤 顯雄君
小林 斎藤 泰三君 温君
近藤 刚君 山東 昭子君
佐藤 十郎君 清水 達雄君
斎藤 佐藤 陣内 孝雄君 弘成君
佐藤 佐藤 田浦 直君
佐藤 佐藤 田村 公平君
斎藤 佐藤 武見 敬三君
斎藤 佐藤 伊達 忠二君
斎藤 佐藤 段本 幸男君
斎藤 鶴保 康介君
斎藤 中島 启雄君
斎藤 原中 吉宏君
斎藤 野間 爽君
斎藤 野間 吉宏君
斎藤 野間 野上浩太郎君
斎藤 野間 福島啓史郎君
斎藤 外添 林 芳正君
斎藤 保坂 三藏君
斎藤 要一君

松谷蒼一郎君
松村龍三君
三浦一水君
宮崎秀樹君
森田次夫君
山内裕君
山崎俊夫君
山下善彦君
正昭君
次夫君
山中正昭君
吉田博美君
若林正俊君
浅尾慶一郎君
伊藤基隆君
今泉昭君
海野徹君
江本孟紀君
小川敏夫君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
木俣佳文君
郡司彰君
東君
興石
佐藤道夫君
齋藤勁君
高嶋良充君
千葉博之君
谷景子君
角田義一君
信田邦雄君
長谷川清君
藤井俊男君
広中和歌子君

松田 岩夫君
松山 政司君
溝手 顯正君
森下 博之君
森元 恒雄君
矢野 哲朗君
山崎 力君
山下 太君
本山 英利君
吉村剛太郎君
脇 雅史君
朝日 俊弘君
池口 修次君
岩本 司君
江田 五月君
大塚 耕平君
勝木 健司君
小川 幸子君
北澤 俊美君
川橋 元君
佐藤 泰介君
佐藤 寛君
鈴木 雄平君
高橋 千秋君
谷林 正昭君
辻 泰弘君
内藤 正光君
福原 羽田雄一郎君
平田 健二君
福山 哲郎君
藤原 正司君

堀	利和君	松井	孝治君	峰崎	直樹君	柳田	稔君	山根	隆治君	和田	ひろ子君	魚住裕一郎君	風間	祐君	木庭健太郎君	白浜	一良君	遠山	清彦君	浜四津敏子君	森本	潤一君	福本	潤一君	山下	栄一君	山本	保君	大江	康弘君	田村	秀昭君	西岡	武夫君	平野	達男君	松岡	満壽男君	渡辺	秀央君	西川	きよし君	井上	哲士君	池田	幹幸君	緒方	靖夫君	紙	智子君	小泉	親司君	反对者氏名
---	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	------	--------	----	----	--------	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	-----	---	-----	----	-----	-------

大門実紀史君	小池 晃君	辰美君	本岡 昭次君	平野 貞夫君	渡辺 孝男君	山本 香苗君	日笠 勝之君	浜田卓二郎君	鶴岡 洋君	高野 博師君	草川 昭三君	沢 たまき君	若林 穗樹君	加藤 清寛君	荒木 美樹君	山本 孝史君	山下八洲夫君	笠瀬 進君	円 より子君	本田 良君
井上 美代君	市田 忠義君	大沢 黒岩	高橋紀世子君	平野 大だじ君	森 ゆうこ君	田名部匡省君	山口那津男君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	高野 博師君	草川 昭三君	沢 たまき君	若林 穗樹君	加藤 清寛君	荒木 美樹君	山本 孝史君	山下八洲夫君	笠瀬 進君	円 より子君	本田 良君
井上 美代君	市田 忠義君	大沢 黒岩	高橋紀世子君	平野 大だじ君	森 ゆうこ君	田名部匡省君	山口那津男君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	高野 博師君	草川 昭三君	沢 たまき君	若林 穗樹君	加藤 清寛君	荒木 美樹君	山本 孝史君	山下八洲夫君	笠瀬 進君	円 より子君	本田 良君
井上 美代君	市田 忠義君	大沢 黒岩	高橋紀世子君	平野 大だじ君	森 ゆうこ君	田名部匡省君	山口那津男君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	高野 博師君	草川 昭三君	沢 たまき君	若林 穗樹君	加藤 清寛君	荒木 美樹君	山本 孝史君	山下八洲夫君	笠瀬 進君	円 より子君	本田 良君
井上 美代君	市田 忠義君	大沢 黒岩	高橋紀世子君	平野 大だじ君	森 ゆうこ君	田名部匡省君	山口那津男君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	高野 博師君	草川 昭三君	沢 たまき君	若林 穗樹君	加藤 清寛君	荒木 美樹君	山本 孝史君	山下八洲夫君	笠瀬 進君	円 より子君	本田 良君

官 報 (号 外)

国家公務員等の任命に關する件「国地方係争処理委員会委員(青山正明君、磯部力君、小田原満知子君及び角綱代恵君)」

贊成者氏名

富樫	畠野	君枝君	練三君
宮本	吉川	紀子君	林
岳志君	春子君	紀子君	吉岡
大脇	雅子君	吉岡	筆坂
田	英夫君	昌秀君	吉康君
又市	征治君	島袋	秀世君
中村	敦夫君	大田	吉典君
		福島	
		瑞穂君	
		大渕	
		絹子君	
等の任命に関する件「国地方係争処理 〔青山正明君、磯部力君、小田原満知 紀代惠君〕」			
名	一二二一名		
阿南	一成君	青木	幹雄君
荒井	正吾君	有馬	朗人君
有村	治子君	泉	信也君
市川	一朗君	入澤	肇君
岩井	國臣君	岩城	光英君
岩永	浩美君	上野	公成君
尾辻	秀久君	大島	慶久君
大野つや子君	加治屋義人君	扇	千景君
狩野	安君	加納	時男君
柏村	武昭君	景山俊太郎君	
金田	勝年君	龜井	郁夫君
河本	英典君	木村	仁君
岸	宏二君	久世	公堯君

杏樹哲男君 小泉顯雄君 近藤溫君 小林顯君 佐藤泰三君 斎藤十朗君 山東昭子君 清水達雄君 陣內孝雄君 田浦弘成君 世耕直君 伊達忠一君 武見敬三君 段本幸男君 鶴保庸介君 中島啓雄君 中原爽君 西田吉宏君 野沢太三君 南野知恵子君 服部三男雄君 藤井基之君 日出英輔君 松谷蒼一郎君 真鍋賢二君 松村龍二君 三浦一水君

國井	小斎平敏文君	鴻池	齊藤滋宣君	溝手	佐々木知子君
正幸君		祥肇君			
福島啓史郎君	橋本聖子君	鈴木政三君	清水嘉与子君	松田岩夫君	松山政司君
芳正君		関谷勝嗣君			
三蔵君		田中直紀君			
保坂	中川義雄君	田村耕太郎君			
舛添要二君	月原茂皓君	竹山裕君			
松田	西銘順志郎君	谷川秀善君			
松山	中曾根弘文君	仲道俊哉君			
政司君	西銘順志郎君	野間赳君			
顯正君		赴君			

宮崎 森田 次夫
秀樹君
森山 山崎 山下 吉田 若林 浅尾慶一郎
正昭君 善彌子 博美君
俊夫君 裕君
伊藤 今泉 海野 徹君
基隆君昭君
孟紀尹
敏大尹
岡崎トミ子君
神本美恵子君
木俣 佳文君
彰君
郡司 東君
道夫君
良充君
勤君
齋藤 佐藤 輿石
千葉 景子君
谷 博之君
高嶋 義一君
角田 邦雄君
信田 長谷川 清君
広中和歌子君

森下	森元	恒雄君	博之君
矢野	英利君	哲朗君	
山崎	力君	太郎君	
山下	吉村剛太郎君	雅史君	
山本	一太君	俊弘君	
脇脳	朝日	修次君	
脳	池口	司君	
脇脳	岩本	五月君	
脳	江田	勝也君	
脳	小川	大塚	
脳	大塚	勝木	
脳	勝木	健司君	
脳	耕平君	幸子君	
脳	川橋	北澤	
脳	北澤	俊美君	
鈴木	小林	元君	
鈴木	佐藤	泰介君	
谷林	佐藤	平子君	
高橋	雄平君	寛君	
高橋	千秋君	正昭君	
内藤	辻	泰弘君	
内藤	正光君		
平田	平田	羽田雄一郎君	
福山	哲郎君	健二君	

藤原正司君 本田良一君 より子君進
山下八洲夫君 山本孝史君 若林荒木清寛君
秀樹君 修一君 加藤昭三君 草川昭三君
たまき君 沢高野鶴岡洋君 博師君
浜田卓一郎君 日笠勝之君 松あきら君
山口那津男君 畠苗君 井上美代君 市田忠義君
渡辺孝男君 大沢辰美君 小池晃君
西山登紀子君 八田ひろ子君 筆坂秀世君
吉岡典吉君

官 報 (号 外)

山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	井上 哲士君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門 実紀史君
富樫 練三君	西山 登紀子君
畠野 君枝君	吉岡 吉典君
林 紀子君	岩本 庄太君
吉岡 吉典君	島袋 宗康君
田村 秀昭君	西岡 武夫君
平野 達男君	平野 貞夫君
松岡 滿壽男君	広野 ただし君
山本 正和君	森 ゆうこ君
黒岩 宇洋君	大渕 絹子君
中村 敦夫君	椎名 素夫君
本岡 昭次君	西川 きよし君
五名	
反対者氏名	
大脳 雅子君	大田 昌秀君
田 英夫君	福島 瑞穂君
又市 征治君	

電磁波問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年三月四日

参議院議長 倉田 寛之殿 櫻井 充

大門 実紀史君
西山 登紀子君

吉岡 吉典君
岩本 庄太君

島袋 宗康君
西岡 武夫君

平野 貞夫君
平野 ただし君

森 ゆうこ君
大渕 絹子君

椎名 素夫君
西川 きよし君

電気や通信は人類に発展をもたらしたが、それと同時に、体に影響を及ぼすおそれのある電磁波の問題が懸念されるようになった。この問題は歐米では二十一世紀の公害と言われるほど関心の高い環境問題となっている。

近年、電磁波についての研究が進み、それが発がん可能性を持つていることが指摘されたり、携帯電話から発せられるものについては脳に対する影響があるのではないかとする研究が幾つも出てきている。

また、実際に我々の生活においても、電磁波によって健康被害を受けるというケースが頻発するようになってきている。例えば、携帯電話中継所や送電線からは二十四時間電磁波が照射されるため、業者と周辺住民との間に紛争が頻発している。

このようにして、電磁波については、まだ人体に対する影響が解明されたわけではないが、その与える危険性が排除されない現在、国民の安全を守るために予防原則の立場に立って対策を講じて

いくしかない。

そこで、以下質問する。

一 WHO(世界保健機関)内の機関であるIAR(C(国際がん研究機関)が二〇〇一年六月にとか決で、日本で一般的に使われる電気の周波数である五十、六十ヘルツの極低周波(超低周波)の磁場を、ヒトに対して発がん可能性がある「2B」に分類したが、これに対する政府の見解を示されたい。

二 一で述べた「2B」は発がん可能性三十パーセントのランクであり、クロロフォルム、鉛、DNTなど二百三十一種の物質が入っている分類だが、このことは、電磁波が人体に対してかなりの程度で問題であることをWHOが認めたものと解釈すべきものと考えるが、これに対する政府の見解を示されたい。

三 WHOが極低周波の磁場を「2B」とした背景には、英國やオランダが、〇・三～〇・四マイクロテスラで小児白血病のリスクが二倍になる、という疫学調査分析評価、特に、二〇〇一年三月に、英國のNRPB(放射線防護局)内に設置されたAGNIR(非電離放射線諮詢小委員会)が発表した報告書の影響があったと言われている。極低周波の磁場による影響には疫学調査が有効と思われるが、政府はこの有効性についてどのように考えているか。

四 二〇〇三年一月に、文部科学省は、「平成十

四年度科学技術振興調整費中間・事後評価報告書」を発表した。その中に、「生活環境中電磁界における小児の健康リスク評価に関する研究」

があるが、そこにおける「研究への評価」と「研究成果の概要」では内容がちぐはぐである。つまり、前者では「総合評価」「目標達成度」「研究成果等すべての評価項目で、a・b・c二段階評価中最低のcが付けられた。ところが、後者では、本疫学調査の解析対象者は「症例約三百十例」「対照者約六百例」で調査サイズは世界で三番目の規模となっており、「得られたデータは、これまでの疫学調査の結果と比較して安定した解析結果が得られている」と直接間接に確認されている。それらの結果については、現在国際雑誌に投稿中である」としている。このことによれば、当研究の主要な成果の一つである「〇・四マイクロテスラ以上の磁場曝露で小児白血病発症のリスクは二倍以上」であるといふのは有効と解釈すべきことになるが、これに対する政府の見解を示されたい。また、この報告書の評価の仕方や評価メンバーに問題があつたのではないか。

五 日本国において、送電線や変電所や各種極低周波発生源周辺の学校・幼稚園など子供の居住環境で、〇・四マイクロテスラ以上ある箇所を調査すべきではないか。

六 二〇〇一年十月、WHOは「ファクトシートN-263」の発表を行ったが、この中で、幾

評価分科会研究評価部会(以下「部会」という。)

において、目標の達成度、研究成果の価値等についての事後評価が行われ、比較的高い強度の超低周波電磁界に係る対象者の割合が低いことなどを踏まえて考えれば全体の症例数が少な過ぎること、他の交絡要因の影響の除去が適切で

あるかどうか不明であること、解析対象者の決定について選択バイアスが発生する可能性性に関する議論

し十分な説明がなされていないことなどの理由から、「本研究の結果が一般化できるとは判断できない」と評価されたところである。政府としては、部会における評価の手続等に問題はなく、評価は適切に行われたものと考えている。

なお、御指摘の「研究成果の概要」は、研究実施者が自らの研究の内容を説明するために作成した文書を要約したものであり、部会が当該研究について評価を実施した結果を取りまとめた「研究の評価」とは性格を異にするものである。

五について

一及び二について述べたとおり、現在、WHOにおいて、居住環境における超低周波電磁界へのばく露に係る健康リスク評価について検討が行われているところであり、その結論が出ていない現時点において、〇・四マイクロテスラ以上の磁束密度となる箇所に着目して調査を実施することは考えていない。

八について

政府としては、パンフレットの配布、シンポ

ジウムの開催等を通じた超低周波電磁界に係る

研究の動向等の関連情報の提供、超低周波電磁界へのばく露を低減するための技術に関する調査、超低周波磁界の健康に対する影響に関する研究等WHOが「ファクトシートN-263」において政府が実施し得る対策として例示している「予防対策」に従来から取り組んできている。

七
に
つ
い
て

きたところであるが、今後とも、これを継続し、我が国の電波の強度の基準及び局所SARの基準の根拠となる科学的データの信頼性向上を図るとともに、研究成果を正確に公表することにより、安心して安全に電波を利用できる環境の整備を推進していく所存である。

下「設置者」という。)に対し、公共の安全を確保するためには必要なものとして規定された技術基準への適合を義務付けることなどにより安全を確保しており、安全の観点から、周辺住民に対する事前説明を義務付ける必要はないと考えている。

「電波の強度」という。の基準が電波法施行規則が人体に好ましくない影響を与えないよう、電波の電界強度、磁界強度及び電力束密度(以下「無線通信に用いられる電波については、それについて

我が国において使用される携帯電話端末は、七について述べたとおり、無線設備規則第十四条の二に規定する局所SARの基準に適合したものでなければならず、当該基準に適合する携帯電話端末であればそれが人体に好ましくな

十一
について

二十一條の三及び別表第一号の二の二で定められており、また、携帯電話端末等の一般環境における局所比吸収率(以下「局所SAR」といいう。)の基準が無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条の二で定め

ら、政府がそのような携帯電話端末の局所SA Rの数値を周知するよう指導し、又は特定の携帯電話端末の推奨等を行う必要はないものと考
える。

九について

卷之三

お尋ねの「非熱作用」に関する研究について
は、従前から、がんの促進性等超低周波磁界の
影響に係る研究、熱作用が生じない条件における
無線通信に用いられる電波へのばく露に係る
研究等を実施しているところである。

基づく適切なものと考えている。このため、当該基準を満たす携帯電話用基地局又は携帯電話端末については、それらから発射される電波に

設をめぐる紛争については、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)、電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)等の関係法令上、経済産業大臣又は総務大臣から事業者に報告を求める事項には当たらず、承知していない。

卷之三

お尋ねの送電線、携帯電話中継

第二泊二〇一九年、電氣再美云、電友云等の關係

法令に基づき、これらの設備を設置する者(以

卷之三

平成十五年四月十六日 参議院会議録第十七号

集、各種調査研究、これらの成果に係る情報の提供等に取り組んできているところであり、引き続きその着実な実施に努めてまいりたい。

ETCに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年三月十二日

中村 敦夫

ETCに関する再質問主意書

本年三月四日に受領した「ETCに関する質問に対する答弁書」(以下「答弁書」という。)に、論理の判断としない点があるので、再質問する。な

お、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目内及び各項目間の論理的整合性に注意しつつ、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一、日本道路公团、首都高速道路公团、阪神高速公路公团、本州四国連絡橋公团若しくは地方道路公团又は道路管理者(以下「道路公团等」といいう。)が道路の通行又は利用について徴収する料金は、設定に当たり国土交通大臣の認可を必要とするのではないか。

二、「答弁書」十についてによると、「ETCカードの発行に当たっては、その支払の確実性を担保するための審査が行われている」とある。「支

払の確実性を担保するための審査」を行った主体は、だれか。ETCカードの発行主体である信販会社ではないか。

三、「支払の確実性を担保するための審査」の条件について、ETCカードの発行主体である信販会社に問い合わせたところ、十八歳以上かつ継続収入の職業に就いている人とのことであつた。政府は、ETCカードの発行について、私企業である信販会社の審査にゆだねられている事実を把握しているのか。

四、答弁書によると、「現在実施されている前払金に応じて割引が受けられるETC前払割引のほか、特定の路線や区間におけるETC利用者に限定した割引など、今後もETCの機能を活用した「ETC利用者に特化した多様な料金施策」を実施していく予定としている。一方、私企業である信販会社による「支払の確実性を担保するための審査」に落とされた国民は、構造上、ETCを利用できない。したがって、「ETC利用者に特化した多様な料金施策」を実施すると、信販会社による「支払の確実性を担保するための審査」に通った国民と信販会社による「支払の確実性を担保するための審査」に落とされた国民との間に、たとえETC利用の意思を持ち、ETC車載器を保有・搭載し、同一車種・同一区間の利用という同一条件であっても、道路公团等の料金に差別が生じる。このことは、憲法第十四条で定めた「法の下の平等」に基づき、国土交通大臣の許可又は認可を受け

反するのではないか。内閣法制局長官の意見を示されたい。

二及び三について
「ノンストップ自動料金支払いシステム」(以下「ETC」という。)の利用のために必要なETCカードの発行に当たっての審査を行った主体は、ETCカードの発行の申込みを受けてETCカードを発行するそれぞのクレジットカード会社であると承知している。なお、当該審査は、極めて専門的かつ技術的な性格を持つものであることから、必要なノウハウや経験を有する民間会社を活用することには合理性があるものと考えている。

五、大臣の認可する公共料金において、信販会社による「支払の確実性を担保するための審査」に通った国民のみが利用できる「多様な料金施策」が実施された例はあるか。

六、大臣の認可する公共料金において、信販会社による「支払の確実性を担保するための審査」に通った国民のみが利用できる「多様な料金施策」を実施することは、憲法第十四条で定めた「法の下の平等」に反するのではないか。内閣法制局長官の意見を示されたい。

右質問する。

平成十五年四月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出ETCに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出ETCに関する
再質問に対する答弁書

一について
日本道路公团、首都高速道路公团、阪神高速公路公团、本州四国連絡橋公团、地方道路公团又は道路管理者が管理する有料道路の料金は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)に基づき、国土交通大臣の許可又は認可を受け

御指摘の「ETC利用者に特化した多様な料金施策」は、ETCが料金所周辺の渋滞の解消及び環境の改善等の様々な目的の達成に資するものであることから、その普及の促進を図ることを目的として実施することとされているものである。

また、ETCの利用のために必要なETCカードの発行を受けるに当たっては、御指摘のようにクレジットカード会社による「支払の確実性を担保するための審査」が行われる仕組みとなっていると承知しているが、このような現行の仕組みは、料金の後払いによる通行を認めると、ETCの特性に応じて採られている措置であるところ、例えば、あらかじめ利用者から相当額の保証金を利用実績等に応じて徴収す

る仕組みもこのような措置として考えられる

が、利用者の利便性やその導入等に要する経費等の点で必ずしも合理的なものではなく、現在のところ、ETCの円滑な運用を確保することが可能な仕組みとしては、現行の仕組み以外に合理的なものが考えられない状況であると承知している。なお、ETCのより一層の普及の促進を図るため、ETCの普及の状況及び今後のETCの改良計画等を勘案しつつ、今後とも、

現行の仕組みに代わる何らかの方策の導入の当否が検討されていくものと承知している。

他方、先の答弁書(平成十五年三月四日内閣参質一五六第四号)十について述べたところ、ETCを利用できない者でも利用可能なハイウェイカードについては、その偽造が社会問題化しており、これまでの偽造防止対策を施した新型カードの販売等の対策にもかかわらず、新たな偽造カードの使用及び流通が後を絶たない状況であることから、五万円及び三万円の高額のハイウェイカードについて、今般廃止されることとなつたものと承知している。

このような現状における諸般の事情を勘案すれば、結果的にETCを利用できる者と利用できない者との間で料金が異なるような場合が生ずることは、合理性のあるやむを得ない事情によるものであつて、御指摘のように憲法第十四条第一項に反するものとは考へない。

五及び六について

各大臣の認可に係る公共料金について調査した限りでは、お尋ねのような例は存在しないが、四についてで述べたような事情により、「ETC利用者に特化した多様な料金施策」が憲法第十四条第一項に反するものとは考へない。

[参照]

四月十五日議長において、左のとおり議席を指定した。

二二三 田 英夫君

第七号中正誤	
ページ 段行 誤	正

横断的な
横断的

官 報 (号 外)

平成十五年四月十六日 参議院会議録第十七号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

発行所
二東京一〇五番地五八一八四四五丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体一部) 一一〇円